

児童養護施設退所者等の就業支援事業委託仕様書

1 件名

児童養護施設退所者等の就業支援事業委託

2 目的

現下の厳しい雇用条件の中、様々な課題を持った児童養護施設退所者等にとっては、安定した就職が一層厳しい状況となっている。

そこで、施設退所者及び退所予定者（以下「施設退所者等」という。）に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を図ることを目的とする。

3 契約期間

令和2年4月1日（水曜日）から令和3年3月31日（水曜日）

なお、今回の選定は各年度の予算が確定すること及び事業実績に問題がないことを前提に、5年間有効とする。

4 履行場所

都内児童養護施設等及び受託事業者の事務所内ほか

5 事業内容

この事業は、「児童養護施設退所者等の就業支援事業実施要綱」（平成22年3月30日付21福保子育第2087号）に基づき実施する。

(1) 事業の対象者

東京都が措置等をした、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、小規模住居型児童養育事業所及び児童自立生活援助事業所の退所（予定）者、里親委託措置解除（予定）者並びにそれらの者を支援する保護者、施設職員であって、本事業による支援を必要とするもの。

(2) 事業内容

本事業は児童相談所等の関係機関と連携して活動する就業支援チームを設置し、次のことを行うものとする。

- ア 施設退所者等に対する職場体験事業、ソーシャル・スキル・トレーニング
- イ 施設退所者等に対する個別の就業相談、指導及び支援
- ウ 施設退所者等に対する個別のニーズに応じた適切な社会資源の仲介
- エ 施設退所者等に対する職業紹介事業
- オ 施設退所者等が働きやすい職場の開拓
- カ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ、職場訪問、現に就

業している施設退所者等の就業上の相談、指導及び支援
キ 児童養護施設職員等の施設退所者等に対する就業相談・指導スキル向上への支援

6 職員の配置等

(1) 受託者は、事業を実施するに当たり、児童の自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する職員をもって充てること。

ア 職業紹介業務に2年以上従事した者

イ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第64号）第56条に定める児童指導員の資格を有する者

ウ 児童福祉事業又は社会福祉事業に2年以上従事した者

エ 児童の自立支援に対する理解があり、都道府県知事が適当と認めた者

(2) 職員は、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する常勤職員又は前記の時間数等を満たす複数の非常勤職員とする。

(3) 必要に応じ、事務等を行う補助職員を配置することができる。

7 設置チーム数

3チーム設置することとする。

8 設備

本事業の実施に当たっては、次の設備を設けるものとする。

(1) 相談室

(2) その他事業を実施するために必要な設備

9 委託経費

(1) 児童を直接支援するための費用

ア 委託経費上限額

4,482千円（1チーム当たり。消費税及び地方消費税含む。）

イ 支出額

事業実績額に応じて支出

ウ 支出対象費目

児童を直接支援するために必要な報酬、給料、職員手当、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等

(2) 事務所運営に係る費用

ア 委託経費上限額

1,250千円（1チーム当たり。消費税及び地方消費税含む。）

イ 支出額

事業実績額に応じて支出

ウ 支出対象費目

事務所を運営するために必要な報酬、給料、職員手当、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等

(3) 支払方法

年1回概算払いにより支払うこととし、事業実施終了後30日以内に精算書を都に提出し、精算を行うこととする。

11 事業実施計画書の提出

受託者は契約締結後速やかに、都が別に定める様式により事業計画書を作成し、都の承認を得ること。

また、事業の進捗状況等を確認するために、月次の実績報告書を作成し、都が別に定める日に東京都庁に訪問し、提出すること。

12 事業完了後の提出

事業完了後30日以内に、都が別に定める様式により事業報告書を作成し、提出すること。

13 関係書類の整備

受託者は、本事業実施に関する収支に関する帳簿その他本事業に係る諸記録を整備し、常に計理状況を明らかにしておかなければならない。

14 委託の取消等

東京都は受託者が行う事業が基準を満たしていないと判断した場合等、本事業の実施に関し、必要な指示を行うものとする。また、必要に応じて本事業の実施状況について、説明若しくは報告を求め、関係帳簿の立入検査を行うものとする。それでも改善が見られない場合は、東京都はその委託を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることとする。この場合、委託料の減額または委託料の返還、都に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがある。

15 権利義務譲渡等の禁止

受託者は、受託者が行う業務の全部又は一部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。

16 留意事項

(1) 事業の実施に当たっての留意事項

- ア 施設退所者等との信頼関係の構築に努めること。
- イ 児童相談所等の関係機関との連携を密にし、効果的に支援ができるよう努めること。
- ウ 施設退所者等の意向に配慮すること。
- エ 施設退所者等が利用しやすい時間帯や曜日等に配慮すること。
- オ 地域の施設退所者等に対し、支援内容や所在地が明確に把握されるように広報活動を積極的に行うこと。
- カ 施設退所者等の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。

(2) 本事業の執行にあたっては、「実施要綱」及び事業計画によるほか、これに基づく東京都の指示並びに、別紙「個人情報を取り扱う事務に係る委託契約特記事項」及び「暴力団等排除に関する特約条項」に従わなければならない。

(3) 委託業務の遂行にあたっては、東京都と協議しながら作業を進めること。

(4) 受託者は、労働基準法、児童福祉法その他関係法令を遵守すること。

(5) 受託者は事業の実施に際して、事故等のトラブルが発生した場合は、速やかに東京都へ報告すること。

(6) 東京都は、業務中における職員の事故については、一切責任を負わない。

(7) 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合、速やかに受託者及び委託者で協議し、決定する。

(8) 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年度東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には速やかに提示し、又は提出すること。

17 問い合わせ先

東京都福祉保健局 少子社会対策部 育成支援課 児童施設担当
担当 川井、阿部

電話 03-5320-4550（内線32-658）